

※ 裏面もご覧ください

軽自動車税のあらまし

◎ 軽自動車税の納税義務者と税額

令和8年4月1日現在で軽自動車を所有している方は、令和8年度の軽自動車税の納税義務者になります。税額は以下のとおりです。

- ※ 三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負担の小さい車両について、グリーン化特例（軽課）が適用されます。
- ※ 新車登録して13年を経過した車両は、経年車重課の対象となります。

車種名		税 額						
		H27.3.31 以前に 新車登録した車両		H27.4.1 以後に新車登録した車両				
		標準税率	重 課 対象車両	標準税率	グリーン化特例（軽課）			
概 ね 75%軽減	概 ね 50%軽減				概 ね 25%軽減			
三輪	乗用営業用	3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円		
	その他	3,100円	4,600円	3,900円	1,000円			
四輪	乗用	営業用	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円	
		自家用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円		
	貨物	営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円		
		自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円		

車種名	税 額
原動機付自転車 50cc 以下 及び電動キックボード	2,000円
原動機付自転車 90cc 以下	2,000円
原動機付自転車 125cc 以下 かつ最高出力4kw 以下	2,000円
原動機付自転車 125cc 以下	2,400円
ミニカー-50cc	3,700円
小型農耕用	2,000円
小型その他	5,900円
トレーラー(農耕用を除く)	3,600円
二輪車 (125cc 以上 250cc 未満)	3,600円
二輪小型 (250cc 以上)	6,000円

令和8年度グリーン化特例（軽課）対象車
令和7年4月1日から令和8年3月31日に新車登録した下記の車両が対象となります。

※ 新車登録の翌年度分のみ税額が引き下げられます。

- 概ね 75%軽減対象車
 - ・電気自動車
 - ・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%軽減）
- 概ね 50%軽減対象車
 - ・乗用営業用～令和12年度燃費基準90%達成かつ、令和2年度燃費基準達成車

※ 裏面もご覧ください

◎ 障害者手帳等をお持ちの方へ

障害者手帳等をお持ちの方（障がいの内容や程度によっては減免を受けられない場合があります。）又はその方と生計を一にする方が所有する軽自動車について、以下の条件にあてはまる場合は、軽自動車税が減免となります。

■ 対象となる軽自動車

- ◆ 身体や精神などに障がいがある方がもっぱら運転する軽自動車。
 - ◆ 障がいがある方と生計を一にする方が、**障がいがある方の通院、通学、通所、通勤のために、週1回以上継続的に運転する**軽自動車。
- ※ 減免は障がいのある方1人につき自家用の軽自動車1台となります（自動車税の減免を受けられる方は重複して受けられません。）。

■ 申請の期限

納付期限の7日前（令和8年5月18日（月））まで

■ 必要なもの

- ◆ 運転免許証またはマイナ免許証
- ◆ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

◎ 「転出」や「名義変更」などをされた方へ

軽自動車税は主たる定置場（基本的には所有者の住所地）のある市町村で課税されます。そのため、次のようなことがあった場合は、異動手続きが必要となります。

軽自動車の所有者が・・・

- ◆ 町外へ転出した場合
- ◆ 亡くなった場合
- ◆ 軽自動車を他人に譲った場合
- ◆ 軽自動車を廃車した場合
- など

※ 手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまいますと、その年度の税金が課税されますので、手続きはお忘れのないようご注意ください。

■ 手続き場所（手続きの際には、事前に連絡し、必要な書類を確認してください。）

車両の種類	手続き場所
■ 原動機付自転車 ■ 小型特殊自動車 ■ 小型農耕用（※2）	現在住んでいる地域の 役場・市役所 ※ 厚岸町に住んでいる（住んでいた）方の手続き場所 厚岸町役場 税務課 課税係 Tel0153-52-3131
■ 軽四輪自動車 ■ 雪上車（スノーモービル）	現在住んでいる地域の 軽自動車協会 ※ 厚岸町に住んでいる（住んでいた）方の手続き場所 釧路軽自動車協会 Tel0154-51-0745
■ 125cc を超える二輪車	現在住んでいる地域の 運輸支局 ※ 厚岸町に住んでいる（住んでいた）方の手続き場所 釧路運輸支局 Tel050-5540-2005

※2 「釧路99」及び「釧99」ナンバーについては、運輸支局及び現在住んでいる地域の役場・市役所の両方で手続きが必要であり、運輸支局での手続きが終了次第、役場・市役所での手続きになります。

問い合わせ先 厚岸町役場税務課課税係
Tel0153-52-3131
ホームページアドレス <http://www.akkeshi-town.jp/>